

架空請求

財団法人を名乗るはがきにご注意ください！！

民事訴訟裁判告知

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通知いたします。貴方は回収業者及びお取引先会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理したことをご報告します。下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて出廷通知が届きますので記載期日に出廷して頂きます様、よろしくお願い致します。こちら民法188条に基づいた財務省許可書となっておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が前端的に受理されることとなり裁判後の処理といたしましては**被告の給与、動産物、不動産物等の差押えを執行官立会いのもと強制執行させていただきます。**

また履行執行官による(執行証書の交付)を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますのでご了承下さい。尚、こちらは書面通達となりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までお問い合わせ下さい。

* **ご連絡なき場合には、本書を勤務先へ郵送させていただきます**

《裁判取下げ期日》

平成20年 月 日(曜日) ←書面到着日の前日になっているケースが多い

〒176-0021

東京都練馬区貫井2丁目3番7号

財団法人 東京管財執行事務局(管理部)

03-

受付時間 平日9:00~17:00

実際に届いたはがきの文面

こういった架空請求に対して消費者ができる対策は・・・



- ・電話しないで放っておく
- ・証拠(はがき)は保管する
- ・警察へ届け出す